

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (南豊岡)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月21日、令和6年4月14日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農家戸数は14戸で、内8戸が酒米「山田錦」を中心とした水稻経営を個別完結型で行っている。意向調査回答者23名の内12名(52%)〔内地区内14名の内、8名(57%)〕が、65歳以上と高齢化が進んでいる。規模拡大志向農家がいる一方、規模縮小や離農意向(既に離農された方も含む)の農家もあり、今後の地域農業のあり方や担い手となる者の育成が必要となっている。
また、比較的大きい区画の農地は今後も農地利用が見込まれるが、日照条件の良くない農地や形の小さい農地の今後の利用方法について検討が必要になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻栽培は、引き続き、山田錦を核に、個別完結型の営農を進める。
- ・今後の担い手については、地区内の若手農家が将来の担い手となってもらえるよう地域で支えながら育成する。
- ・地区内で空き農地が発生した場合は、できるだけ地区内の認定志向農家(規模拡大志向農家)へ農地を集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.07 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.97 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定志向農家や規模拡大志向農家を中心に、農業委員や農地利用最適化推進委員と調整しながら、農地バンクを通じた集積、集約をすすめる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や規模縮小・離農に伴う権利設定は中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
まずは地区内の若手農業者を担い手へ育てていく方向で進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
引き続き、良質な山田錦生産に欠かせない病害虫の仕上げ防除や、水稻の乾燥調製作業をJAみのりに委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路、法面等の保全を進める。